

第 8 3 号議案

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令並びに生活衛生等関
係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係
省令の整理等に関する省令による水道法施行規則の一部改正を踏まえ、布設工事監督
者及び水道技術管理者の資格に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとする
もの。

芦屋市条例第 号

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 24 年芦屋市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（布設工事監督者を配置する工事） 第 2 条 法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。 (1)・(2) （略） （布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>	（布設工事監督者を配置する工事） 第 2 条 第 12 条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。 (1)・(2) （略） （布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2 年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を

改正後	改正前
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「<u>短期大学等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「<u>高等学校等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技</u>	有する者 (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する<u>学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正後	改正前
<u>術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (7) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学の課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学の専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては<u>2年以上</u>、第2号の卒業者にあつては<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの<u>(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (9) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの<u>(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (10) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による<u>土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であつて、<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (11) 10年以上<u>水道等</u>の工事にに関する技術上の実務に従事した	(5) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に<u>関する</u>課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に<u>関する</u>専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては<u>1年以上</u>、第2号の卒業者にあつては<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程<u>又は学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 10年以上<u>水道</u>の工事にに関する技術上の実務に従事した経

改正後	改正前
経験を有する者（<u>５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （水道技術管理者の資格） 第４条 法第１９条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（<u>土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。</u>）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程<u>以外の課程</u>を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については５年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）について	験を有する者 （水道技術管理者の資格） 第４条 法第１９条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>布設工事監督者に必要な資格を有する者</u> (2) 前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学</u>、理学、農学、医学若しくは薬学に関する<u>学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>）については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については５年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の</u>

改正後	改正前
は7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) (略) (6) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (7) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) (略)	前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) (略) (6) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第3条及び第4条に規定する資格を有している者は、改正後の芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第3条及び第4条に規定する資格を有している者とみなす。

参 照

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部 改正要綱

1 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令並びに生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令による水道法施行規則の一部改正を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 布設工事監督者の資格（第3条関係）

ア 資格要件の区分の新設

- (ア) 大学等において機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業したことを資格要件の区分として新設する。
- (イ) 1級土木施工管理技術検定に合格したことを資格要件の区分として新設する。

イ 必要とされる実務経験年数の見直し

- (ア) 現行は、必要とされる技術上の実務経験年数の全てが水道に関するものである必要があるところ、見直し後は、水道の関連分野（工業用水道、下水道、道路及び河川）の実務経験年数をその半分まで算入することを可能とする。
- (イ) 大学における衛生工学又は水道工学の履修をもって必要とされる実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止する。

(2) 水道技術管理者の資格（第4条関係）

ア 資格要件の区分の新設

1級土木施工管理技術検定に合格したことを資格要件の区分として新設する。

イ 必要とされる実務経験年数の見直し

(7) 大学における衛生工学又は水道工学の履修をもって必要とされる実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止する。

(イ) 大学で土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者が、大学院で1年以上衛生工学又は水道工学に関する課程を専攻した場合等に必要とされる技術上の実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止する。

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和7年4月1日

(2) 条例の施行の際現に布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を有している者は、改正後の条例に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を有している者とみなす。

1 条例で定める資格

水道法において、布設工事監督者及び水道技術管理者は、政令で定める資格を参酌して条例で定める資格を有する者とされている。水道法施行令（以下「政令」という。）及び水道法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正により、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少を踏まえ、本市におけるこれらの資格要件を検討した結果、改正された政省令の参酌基準と同一の内容とし、機械工学科及び電気工学科等の課程を修めた者を追加する等、広く人材を活用できるようにすることとする。

2 政令・省令で定める資格と条例で定める資格の比較

(1) 布設工事監督者

政令第 5 条 第 1 項	条例第 3 条	内 容
第 1 号	第 1 号	大学の土木工学科等を卒業後、3 年以上水道等の実務経験を有する者（1 年 6 か月以上水道の実務経験あり）
第 2 号	第 2 号	大学の機械工学科又は電気工学科等を卒業後、4 年以上水道等の実務経験を有する者（2 年以上水道の実務経験あり）
第 3 号	第 3 号	短期大学等の土木科等を卒業後、5 年以上水道等の実務経験を有する者（2 年 6 か月以上水道の実務経験あり）
第 4 号	第 4 号	短期大学等の機械科又は電気科等を卒業後、6 年以上水道等の実務経験を有する者（3 年以上水道の実務経験あり）
第 5 号	第 5 号	高等学校等の土木科等を卒業後、7 年以上水道等の実務経験を有する者（3 年 6 か月以上水道の実務経験あり）
第 6 号	第 6 号	高等学校等の機械科又は電気科等を卒業後、8 年以上水道等の実務経験を有する者（4 年以上水道の実務経験あり）
第 7 号	第 1 1 号	1 0 年以上水道等の実務経験を有する者（5 年以上水道の実務経験あり）
第 8 号	第 7 ～ 1 0 号	省令の定めるところにより、同等以上の技能を有すると認められる者

省令第 9 条 第 1 項	条例第 3 条	内 容
第 1 号	第 7 号	大学の土木工学科、機械工学科又は電気工学科等を卒業後、大学院研究科の衛生工学若しくは水道工学を 1 年以上専攻後、又は大学の専攻科の衛生工学若しくは水道工学の専攻を修了後、土木工学科卒業者は 2 年以上、機械工学科若しくは電気工学科等卒業者は 3 年以上水道等の実務経験を有する者（前者は 1 年以上、後者は 1 年 6 か月以上水道の実務経験あり）

第2号	第8号	外国の学校で大学、短期大学等、高等学校等の規定に相当する課程を修得後、最低経験年数以上水道等の実務経験を有する者（水道等の最低経験年数の2分の1以上水道の実務経験あり）
第3号	第9号	技術士試験の上下水道部門に合格し、1年以上水道等の実務経験を有する者（6か月以上水道の実務経験あり）
第4号	第10号	1級土木施工管理技術検定に合格し、3年以上水道等の実務経験を有する者（1年6か月以上水道の実務経験あり）

(2) 水道技術管理者

政令第7条 第1項	条例第4条	内 容
第1号	第1号	大学、短期大学等、高等学校等の土木工学科等を卒業後、大学卒業者は3年以上、短期大学等卒業者は5年以上、高等学校等卒業者は7年以上水道の実務経験を有する者
第2号	第2号	大学、短期大学等、高等学校等の工学、理学、農学、医学又は薬学等の課程を卒業後、大学卒業者は4年以上、短期大学等卒業者は6年以上、高等学校等卒業者は8年以上水道の実務経験を有する者
第3号	第8号	10年以上水道の実務経験を有する者
第4号	第3～7号	省令の定めるところにより、同等以上の技能を有すると認められる者

省令第14条 第1項	条例第4条	内 容
第1号	第3号	大学、短期大学等、高等学校等の工学、理学、農学、医学又は薬学等以外の課程を卒業後、大学卒業者は5年以上、短期大学等卒業者は7年以上、高等学校等卒業者は9年以上水道の実務経験を有する者
第2号	第4号	外国の学校で大学、短期大学等、高等学校等に相当する課程を修得後、最低経験年数以上水道の実務経験を有する者
第3号	第5号	水道の管理に関する講習の課程を修了した者
第4号	第6号	技術士試験の上下水道部門に合格し、1年以上水道の実務経験を有する者
第5号	第7号	1級土木施工管理技術検定に合格し、3年以上水道の実務経験を有する者

水道法施行令新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第5条 法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 二 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 三 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「<u>短期大学等</u>」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した後。次号において同じ。</u>)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)	(布設工事監督者の資格) 第5条 法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した後</u>)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

五 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

七 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

八 （略）

2 （略）

（水道技術管理者の資格）

第7条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 第5条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 （略）

2 （略）

（水道技術管理者の資格）

第7条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 第5条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二 第5条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三 （略） 四 国土交通省令・環境省令の定めるところにより、<u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2 （略）	二 第5条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学</u>、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三 （略） 四 国土交通省令・環境省令の定めるところにより、<u>前2号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2 （略）
--	--

水道法施行規則新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第9条 令第5条第1項第8号の規定により同項第1号から第<u>7号</u>までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一 令第5条第1項第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専	（布設工事監督者の資格） 第9条 令第5条第1項第6号の規定により同項第1号から第<u>5号</u>までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一 令第5条第1項第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専

攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第1号の卒業生にあつては2年以上、同項第2号の卒業生にあつては3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第1号の卒業生にあつては1年以上、同項第2号の卒業生にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

二 外国の学校において、令第5条第1項第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

三 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

四 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

2 （略）

（水道技術管理者の資格）

第14条 令第7条第1項第4号の規定により同項第1号から

攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第1号の卒業生にあつては1年（簡易水道の場合は、6箇月）以上、同項第2号の卒業生にあつては2年（簡易水道の場合は、1年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第5条第1項第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の2分の1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年（簡易水道の場合は、6箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第14条 令第7条第1項第4号の規定により同項第2号及び

第3号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第5条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第40条第2号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年（簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道（以下この条において「簡易水道等」という。）の場合は、2年6箇月）以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年（簡易水道等の場合は、3年6箇月）以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年（簡易水道等の場合は、4年6箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- 二 外国の学校において、令第7条第1項第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の2分の1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 （略）

- 四 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年（簡易水道等の場

第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第5条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第40条第2号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年（簡易水道及び1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、2年6箇月）以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年（簡易水道等の場合は、3年6箇月）以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年（簡易水道等の場合は、4年6箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- 二 外国の学校において、令第7条第1項第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の2分の1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 （略）

合は、6 箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験
を有する者

五 建設業法施行令第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による土
木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3
年（簡易水道等の場合は、1 年 6 箇月）以上水道に関する技
術上の実務に従事した経験を有する者